

独立行政法人種苗管理センターの
中期目標期間（平成23年度～平成27年度）
に見込まれる業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人種苗管理センター	
評価対象中期目標	見込評価	第3期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
期間	中期目標期間	平成23～27年度

2. 評価の実施者に対する事項			
主務大臣		農林水産大臣	
	法人所管部局	食料産業局	担当課、責任者 新事業創出課長 杉中 淳
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者 評価改善課長 上田 弘

3. 評価の実施に関する事	
4月23日	理事長等ヒアリング
6月16日	財務諸表ヒアリング
7月2日	農林水産省国立研究開発法人審議会開催
7月21日	農林水産省独立行政法人評価有識者会議種苗管理センター部会開催

4. その他評価に関する重要事項	
<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を統合するとされ、平成28年4月1日に統合が予定されている。</p>	

1. 全体の評価		
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成することが見込まれる。	(参考 見込評価) ※期間実績評価時に使用
		—
評定に至った理由	<p>第3期中期計画に係る平成23年度から平成26年度までの大項目は、全てがB評価に相当しており、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「政独委」という。）等についての意見についても踏まえたものとなっている。平成27年度についても、中期計画に基づく平成27年度計画が達成される見込みであり、これらを総合的に勘案したところ、第3期中期計画における所期の目標を達成することが見込まれる（B評価）ものと判断した。</p> <p>※ 平成25年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度の評価及び中期目標期間評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。</p>	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、組織内の業務情報、懸案事項等について適時の把握に努めており、このことよりの確な采配と組織の機動力の発揮が可能となっている。 ・基本方針における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政独委）及び「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について（平成26年5月29日政独委）」並びに「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成25年12月16日政独委）」における指摘事項に対しても的確に対応・評価されており、中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因等は認められなかった。 ・春植用さとうきび原原種については、県の需要量を把握し、その需要量に見合った生産計画を作成し、需要量に即した供給量をほぼ確保したものの、23年度、24年度の沖縄農場及び26年度の鹿児島農場において、大型の台風が複数回、接近・通過したことにより、断根、折損、側枝の伸長、メイチュウ類等の被害を受けたことで、大幅な減収となり、生産計画数量を確保することができなかった。しかし、これら台風被害に対しては、いずれも台風対策マニュアル等に則り事前の被害軽減対策及び事後の生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等を講じたところであり、不適切な運営によるものではない。

3. 課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培試験の公募による委託品種数の拡大については、一定レベルの質を維持するために受託者への技術指導等に取り組むなどの点は評価できるものの、労力的な負担が大きい、報告書作成が難しい等のアンケート回答が多くなっているのが実状であり、このことも含め栽培試験を効率的に実施するためにはどのような方策があるのかを検討していくことが今後とも重要である。 ・出願品種の審査期間短縮が求められている中、栽培試験に係る対象植物等の種類の大幅な拡大や栽培試験終了から農林水産省への報告書提出までの日数を着実に短縮化したことは評価できるが、報告書の質の低下や職員の負担が課題にならないよう、次期中長期計画策定に当たっては留意されたい。 ・業務のための機械・施設の老朽化が進んでおり、故障や事故による作業の遅延や業務の質の低下が懸念されることから、老朽化施設等の全体像を把握し改善に努められることを望む。 ・原原種生産のコストについては、低減努力により目標を達成されており評価できる。しかしながら、老朽化施設等更新を進める必要があることから今後の低減は難しいと考える。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	<p>(有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人種苗管理センター業務実績に関する「H23～27年度 見込評価」を確認させていただき、評価(案)におきまして全て「評価の指針」及び「評価実施要領」に基づいた正当な評価がなされていると判断いたしました。 ・種苗管理センターでは人員削減の影響を受けて、原原種生産における熟練スタッフが育成が滞っていると考えます。ばれいしょ原原種生産は日本のばれいしょ生産を支える基本中の基本ですから、原原種価格の安易かつさらなる値上げに頼ることなく、十分な人員体制及び予算を確保されたい。

様式1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 No	備考
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置							
栽培試験業務	A	A	A	B		第1-1	
種苗検査業務	A	A	A	B		第1-2	
種苗生産業務	A	A	A	B		第1-3	
調査研究業務	A	A	A	B		第1-4	
業務運営一般	A	A	A	B		第1-5	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置							
栽培試験業務	A	A	A	B		第2-1	
種苗検査業務	A	A	A	B		第2-2	
種苗生産業務	A	A	A	B		第2-3	
調査研究業務	A	A	A	B		第2-4	
種苗に係る情報の提供等	A	A	A	B		第2-5	
遺伝資源業務	A	B	A	B		第2-6	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 No	備考
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度		
第3 予算、収支計画及び資金計画							
経費(業務経費及び一般管理費)節減	A	A	A	B		第3-1	
法人運営における資金の配分状況	A	A	A	B		第3-2	
第4 短期借入金の借入に至った理由等							
	-	-	-	-		第4	
第5 不要財産の処分等に関する計画							
	A	A	A	B		第5	
第6 重要な財産の譲渡等の計画							
	A	A	A	B		第6	
第7 剰余金の使途							
	-	-	-	-			
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項							
施設及び整備に関する計画	A	A	A	B		第8-1	
職員の人事に関する計画	A	A	A	B		第8-2	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	栽培試験業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
UPOVが開催する会議への職員の派遣実績	－	－ (22年度)	31人	3人	21人	3人		
栽培試験終了後の平均報告日数	80(日)	89(日) (22年度)	88日	86日	83日	82日		
品種情報データベース入力実績	－	1,882件 (22年度)	3,109件	2,500件	1,924件(旧版) 2,016件(新版)	5,540件(新版)		
栽培試験委託の公募案件数	－	4件 (22年度)	6件	7件	2件	6件		
品種保護Gメンの配置	7農場20人体制	7農場20人 (22年度)	7農場20人	7農場20人	7農場20人	7農場20人		

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等	<p><評価の視点> 栽培試験業務の効率化を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国等への職員派遣。 ・栽培試験終了後平均80日以内に農林水産省に栽培試験結果を報告。 ・栽培試験の品種情報データベースの充実。 	<p>種苗管理センター第3期中期目標期間（平成23から26事業年度）事業報告書の別添の第1-1のとおり。</p>	<p>評定 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPOV（植物新品種保護国際同盟）が開催する会議に26年度までに職員を58名派遣したほか、CPVO（欧州品種庁）との審査協力を進めるため専門家の受け入れ等を実施。 ・栽培試験終了後平均82日（26年度概数）で農林水産省に栽培試験結果を報告。 ・栽培試験の品種情報データベースの入力数を増加させるなど、対象品種選定の的確かつ迅速化。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図りながら、我が国と海外の栽培試験結果の相互使用を推進している。また、品種登録迅速化総合電子化システムを利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、26年度は栽培試験終了後82日で農林水産省に報告書を提出している。 ・品種保護Gメンの併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を実施している。また、品種保護Gメンに対し派遣要請があった場合は、要請国の品種保護の状況等を踏まえ、十分に効果が発揮できると判断される場合に派遣している。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培試験の公募による委託品種数の拡大について 	

<p>(2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進</p>	<p>(2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培試験について電子媒体による事務処理を推進 ・栽培試験の公募案件数を拡大 ・品種保護対策役の併任発令により7農場20名体制を維持 ・品種保護Gメンに海外から派遣要請があった場合の判断基準を23年度に策定し、基準に照らして派遣。 		<ul style="list-style-type: none"> ・農場からの本所への栽培試験結果報告を電子媒体により実施。 ・栽培試験の公募案件数について、出願品種栽培試験委託先募集事業実施要領に基づき公募対象植物のうち出願のあった品種について公募。選考の結果、1事業者に3種類11品種を委託。 ・品種保護対策役の併任発令により7農場20名体制を維持 ・品種保護Gメンに海外から派遣要請があった場合の判断基準を23年度に策定し、基準に照らして派遣。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 	<p>ては、一定レベルの質を維持するために受託者への技術指導等に取り組むなどの点は評価できるものの、労力的な負担が大きい、報告書作成が難しい等のアンケート回答が多くなっているのが実状であり、このことも含め栽培試験を効率的に実施するためにはどのような方策があるのかを検討していくことが今後とも重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培試験に係る対象植物等の種類の大幅な拡大や栽培試験終了から農林水産省への報告書提出までの日数を着実に短縮化したことは評価できるが、報告書の質の低下や職員の負担が課題にならないよう、次期中長期計画策定に当たっては留意が必要である。 <p><その他事項> (有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省への報告書提出日数を短縮化したことは評価できます。 ・栽培試験公募のアンケート調査回答にあるとおり、栽培試験は非常に労力的な負担が大きいものですので、なかなか応募がないのも理解できます。逆に言いますと、それら業務をセンターが担っているわけですから、報告書の質低下や職員負担が課題にならないよう十分な人員配置が必要です。併せて、「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)をより利活用可能とする十分な予算措置を望みます。 	
--------------------------------	--------------------------------	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	種苗検査業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
第2-2参照								

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 (1) 種苗検査の集約化 (2) 検査手数料の見直し	農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 (1) 種苗検査の集約化 (2) 検査手数料の見直し	<p><評価の視点> 種苗検査業務の効率化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所に所要の施設整備を行い、実験室における品質検査を全て本所へ集約するとともに、適正な人員配置を実施。 ・種苗業者等からの依頼に基づく検査について、適正な負担となっているか点検し、管理費も含めて検査コストに見合った料金となるよう手数料を見直し。 	<p>種苗管理センター第3期中期目標期間（平成23から26事業年度）事業報告書の別添の第1-2のとおり。</p>	<p>評価 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度までに実験室における品質検査を全て本所へ集約するとともに、北海道中央農場及び西日本農場における室内検査を廃止しほ場で行う純度検査業務等に特化するなど適正な人員配置を行ったところであり、中期計画は達成済み。 ・依頼検査について、センターにおける検査の所要時間の調査及び種苗業者団体の意見聴取を行い、検査コストに見合った手数料の見直しを行い、24年3月から施行。また、26年度からの検査手数料について、26年4月からの消費税率引上げ分を加えた価格を決定。 ・以上から、中期計画は達成が見込まれる。 	評価	B	<p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所に所要の施設整備を行い、実験室における品質検査を全て本所へ集約するとともに、適正な人員配置を行った。 ・種苗業者等からの依頼に基づく検査について、適正な負担となっているか点検し、管理費も含めて検査コストに見合った料金となるよう手数料を見直した。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	種苗生産業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
種苗生産業務に要した経費及び単位当たり業務コスト	—	ばれいしょ 917百万円 13,404円/20kg	910百万円 12,425円/20kg	878百万円 12,092円/20kg	812百万円 11,392円/20kg	848百万円 12,088円/20kg		
		さとうきび 148百万円 63,402円/千本 (22年度)	153百万円 63,693円/千本	157百万円 65,967円/千本	149百万円 62,040円/千本	157百万円 56,874円/千本		
余剰原原種及び規格外品の販売実績	—	18,960千円 (22年度)	10,633千円	10,310千円	5,549千円	4,958千円		

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 原原種生産の効率化	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 原原種生産の効率化	<p><評価の視点> 原原種生産の効率化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産量当たりの労働時間及びコストを把握、以下の対策によるその低減化。 排水改良、有機質施用等による土壌改良 施設・機械等の更新・導入に当たっての機械器具費の低減化 ばれいしょ原原種生産における規格内歩留まりの向上等による規格外品等の余剰の発生を縮 	<p>種苗管理センター第3期中期目標期間(平成23から26事業年度)事業報告書の別添の第1-3のとおり。</p>	<p>評定 B</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産量当たりの労働時間及びコストを把握。26年度の生産コスト(22年度比)はばれいしょ：89.8%(12,088円/20kg) さとうきび：88.5%(56,874円/千本) 23年度から26年度において、土壌分析を各農場(11農場)計1,645点について実施し、分析結果を基に土壌改良を実施。 施設・機械等の更新・導入に当たっては、固定資産物品(50万円以上)について、農場ごとに機種選定委員会を開催し、機械器具費を低減化。 ばれいしょ原原種の規格外品等縮減化のため、栽植密度、施肥量の見直し、選別機での打撲軽減等に努めた。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、その低減化が進められている。 自己収入拡大のため、ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げた。また、余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販路拡大を図った。 ばれいしょの産学官の関係者による「ばれいしょ原原種及び原原種生産に係る北海道連絡会」が設置され民間のニーズを把握している。また、民間への移行は新品種など民間生産意欲があるものが一部移行され、その数量を踏まえた供給を行うことにより原原種供給量の適正化が図られている。 	<p>評定</p>	

<p>(2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p>	<p>(2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p>	<p>減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび原原種生産における台風被害を軽減化のための防風林等整備。 ・ばれいしょ原原種について関係者による協議会の開催と、民間等のニーズを踏まえた民間等への部分的移行の実施。 ・ばれいしょ原原種について配布価格を引き上げ。なお、そのための価格改定は 23 年度から実施 ・余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販路拡大について、23 年度から関係機関と協議等 		<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび原原種の台風被害軽減化のため、24 年度補正予算で沖縄農場に防風林を設置、網室を改修。 ・ばれいしょ原原種について関係者による協議会を毎年度開催し、原原種の安定供給について意見交換、情報共有を実施。 ・ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23 年度に 1,770 円/袋(20kg)から 30 円引き上げ 1,800 円とし、25 年度に更に 970 円を引き上げ 2,770 円に改訂。 ・23 年 1 月の「原原種安定供給協議会」における意見交換を踏まえ、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行い、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品を一般種苗用（環境浄化用種苗含む）として販売。また、従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種について販売対象品種を拡大し、許諾料を支払い販売。 ・27 年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・27 年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 <p><その他事項> (有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産量当たりの労働時間やコストを把握され、22 年度比で 10%以上のコスト削減に取り組んできた努力を高く評価します。また、マイクロチューバー器内増殖技術を用いた原原種生産状況の的確な把握に努め、原採種体系の需給バランスを乱さないよう努めてください。 ・非常に老朽化した施設が多く、故障等による作業遅延から打撲や発芽不良等の事故がみられます。老朽化施設の全体像を把握して、十分な施設整備費用を確保されたい。 	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	調査研究業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
共同研究	—	3件	2件	2件	1件	0件		
協定研究	—	3件	6件	4件	5件	5件		
受託研究	—	2件	1件	1件	1件	2件		

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<p>業務に係る技術に関する調査及び研究 (1) 調査研究成果目標の明確化</p> <p>(2) 調査研究課題の重点化</p> <p>(3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用</p>	<p>業務に係る技術に関する調査及び研究 (1) 調査研究成果目標の明確化</p> <p>(2) 調査研究課題の重点化</p> <p>(3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用</p>	<p><評価の視点> 調査研究業務の効率化を図ること</p> <p>・調査研究基本計画を策定し、期待される業務の改善に係る達成目標を制定。</p> <p>・学識経験者から成る調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を実施。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を実施し、調査研究課題の重点化及び透明性を確保。</p> <p>・試験研究機関との連携と外部資金の活用・試験研究機関等と情報交換・共同研究を行うとともに、外部資金を積極的に活用。</p>	<p>種苗管理センター第3期中期目標期間(平成23～26事業年度)事業報告書の別添の第1-4のとおり。</p>	<p>評定 B</p> <p>・23年度に第3期中期計画期間における調査研究基本計画を策定し、5年後に期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に実施。</p> <p>・学識経験者4名から成る調査研究評価委員会を毎年度開催し、重点調査研究5課題の当年度実績及び次年度計画案について評価を行うとともに、25年度には期中評価(3年間の実績評価)を行い、評価結果を調査研究運営委員会における次年度計画の策定に反映。</p> <p>・24年度に調査研究実施規程を改正し、重点調査研究課題については調査研究評価委員会の評価結果の反映状況が明らかになるように翌年度の実施計画書に記述。</p> <p>・23年度から25年度まで各年度1～2件の試験研究機関等と共同研究を、23年度から26年度まで各年度4～6件の協定研究を実施したほか、調査研究に関する情報収集等を実施。</p> <p>・23年度から26年度まで各年度1～2件の</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」を作成され、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組んでいる。 定期的に調査研究の成果・進捗状況について外部有識者評価を行い以後の計画に反映されている。 取得された特許について、広報、許諾及び適切な実施を指導するなど積極的な運用が図られている。 27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 <p><今後の課題> 平成26年度に発生した黒あし病に対する調査研究を進めることが重要と考える。</p> <p><その他事項> (有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 黒あし病の調査研究は発生生態や原因究明も大切ですが、完全になくすことはできないと思いますので、種苗管理センターはもとより、原原種配布先の原種生産者や採種生産者はどのような対策を講ずれば被害を軽減できるかの対策を望んでいます。 	<p>評定</p>	<p>評定</p>

<p>(4) 知的財産権の管理</p>	<p>(4) 知的財産権の管理</p>	<p>・特許収入を確保するとともに、保有する特許権について、毎年度、必要性を検討。</p>		<p>受託研究を実施。</p> <p>・「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許（植物種子の病原菌検査法:22年度に日本国及び米国で取得）について、実施の促進及び特許収入の確保のため、TLOとの連携、ホームページやセンターニュースへの掲載など広報等を積極的に実施。許諾契約を締結している国内3社に対しては適切に実施するよう指導。</p> <p>職務発明審査会を毎年度開催し、保有する特許の維持の必要性を確認。</p> <p>・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。</p>		
---------------------	---------------------	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	業務運営一般の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び業務経費の対前年度比の縮減率	一般管理費 対前年平均 - 3%	一般管理費 135 百万円 (22年度)	105 百万円 対前年 77.5%	95 百万円 同 90.7%	101 百万円 同 106.2%	87 百万円 同 86.7%		一般管理費 26年度は対基準年の 64.4%であった。
	業務経費 対前年平均 - 1%	業務経費 345 百万円 (22年度)	315 百万円 対前年 91.3%	322 百万円 同 102.1%	334 百万円 同 103.9%	255 百万円 同 76.4%		業務経費 26年度は対基準年の 73.9%であった。

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
業務運営一般の効率化 (1) 効率化目標の設定 (2) 人件費の適正化等	業務運営一般の効率化 (1) 効率化目標の設定 (2) 人件費の適正化等	<p><評価の視点> 業務運営の一層の効率化を図ること。 ・技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングを推進。</p> <p>・一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については同1%の抑制を目標に削減。</p> <p>・給与水準について、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給。検証結果や取組状況を公表。</p>	<p>種苗管理センター第3期中期目標期間(平成23～26事業年度)事業報告書の別添の第1-5のとおり。</p>	<p>評価 B</p> <p>・18年度に策定した「技術専門職員の将来方向について」及び「技術専門職員の将来方向に関する実行計画について」等に基づき、従来一般職員が担当していた栽培試験や病害検定等の専門技術を要する業務についてOJTを行う一方、技術専門職員の業務の一部を非常勤オペレータや派遣職員の活用によりアウトソーシングを推進。</p> <p>・運営費交付金で行う業務のうち（人件費を除く。）一般管理費については、26年度は基準年度（22年度）に対し年平均では10.3%削減、業務経費については同7.3%削減</p> <p>・23年度から26年度において、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、国家公務員と同様の改定を実施。国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表。職員と国家公務</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 効率化目標の設定、人件費の適正化、契約の点検・見直し、保有資産の見直し、内部統制の充実・強化等が着実に実施されている。</p> <p><その他事項> (有識者の意見) ・削減努力は高く評価しますが、もはや限界だと思えます。 ・センターでは人員削減の影響を受けて、ばれいしょウイルス病を肉眼判別できるような熟練スタッフの育成が滞っていると考えます。原原種生産は日本のばれいしょ生産を支える基本中の基本ですから原原種生産体系の見直しや、十分な人員及び予算の確保を図ることを考えていただきたい。</p>	<p>評価</p>	<p>評価</p>	

<p>(3) 契約の点検・見直し</p>	<p>(3) 契約の点検・見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総人件費について 23 年度において 17 年度と比較して 6 % 以上削減。 ・一般職員等について新たな人事評価制度の円滑な運用を図り業務実績評価を報酬に反映。 ・契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底。一般競争入札等についても点検、見直しを行いその結果を公表。 ・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討。 ・規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、少額随意契約に該当する場合を除き 23 年度から一般競争入札を導入。 ・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、保有の必要性について検討を行い、支障のない限り国へ返納等。 	<p>員との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)は 23 年度は 96.1、24 年度は 95.4、25 年度は 95.9、26 年度は 94.5 となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費については、平成 18 年度から 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減等の取組を平成 23 年度も引き続き実施し、その後も政府における総人件費削減等を踏まえた取組を実施。 ・能力・実績主義に基づく人事管理原則を踏まえ、23 年 10 月から「新たな人事評価制度」を本格実施し、24 年度以降において一般職員等について役員と同様に業務実績評価を職員給与へ反映させるべく体制を整備し、6 月の勤勉手当及び 12 月期の勤勉手当及び 1 月期昇給において人事評価による業務実績評価を的確に反映。 ・契約監視委員会を毎年度開催し、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底。一般競争入札等についても点検、見直しを行い、その結果をホームページに公表。 ・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を種苗管理センターのホームページに掲載するとともに、入札公告にその旨を記載。 ・23 年 8 月に「契約事務取扱規程」を改正したことにより、余剰・規格外原原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、一般競争入札を実施。 ・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について検討を行い、将来使用が予定されていない固定資産については減損を認識。 		
<p>(4) 保有資産の見直し等</p>	<p>(4) 保有資産の見直し等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討。 ・リスク管理委員会を設置し、センターのミッション遂行の障害となるリスクへ適切に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討している。 ・24 年 2 月にリスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を設置。24 年度には、「リスク基本台帳(集計表)」を作成し、次年度以降はリスク対応計画を毎年度策定し、職員向けホームページに掲載するなど周知。 		
<p>(5) 内部統制の充実・強化等</p>	<p>(5) 内部統制の充実・強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ規程に基づき研修の実施、規則等の策定、見直しを行い、個人情報を含め情報セキュリティを確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ規程に基づく全職員を対象としたセンター内外の講師による研修の実施、上記規則の改正等に係る説明会の開催、「情報セキュリティのお知らせ」の延べ 15 回にわ 		

				たる作成・送信等を実施。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	栽培試験業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	種苗法第15条第2項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
栽培試験の実施点数	前年度出願 点数の70% 以上	68% 731点 (22年度)	69% 678点	69% 741点	71% 805点	84% 831点			予算額（千円）	104,296	102,840	101,710	102,255	
栽培試験の拡大種類数	中期目標期 間中に50種 類程度	20種類 (22年度)	18種類	25種類	15種類	16種類			決算額（千円）	87,212	80,563	82,937	84,281	
マニュアル作成点数	中期目標期 間中に50種 類程度	3種類 (22年度)	10種類	11種類	10種類	11種類			経常費用（千円）	580,460	535,977	612,022	560,626	
新たに収集・保存した点数	中期目標期 間中に1500 点程度	328点 (22年度)	317点	326点	363点	313点			経常利益（千円）	580,460	535,898	612,022	560,626	
種類別審査基準案の作成件数	中期目標期 間中に60種 類程度	13種類 (22年度)	11種類	13種類	13種類	12種類			行政サービス実施コスト (千円)	572,399	527,904	603,920	554,617	
品種類似性試験に係る試験終了後から施行までの日数	30日以内 (DNA分 析の場合7 日以内)	— (依頼なし) (平成22年 度)	100% 2件	100% 29件	100% 35件	100% 4件			従事人員数	68	65.5	67.5	65.5	
育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の委嘱について、報告までの日数	7日以内	— (委嘱なし) (平成22年 度)	—	—	—	—								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<p>農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p> <p>(1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> <p>(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p>	<p>農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p> <p>(1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> <p>(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p>	<p><評価の視点> 栽培試験業務の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標終了年度の実施点数は、前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の70%以上 ・中期目標期間中に50種類程度の栽培試験対象植物を拡大 ・中期目標期間中に50種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成。 ・リファレンスコレクションを中期目標期間中に1,500点程度を新たに拡大。 ・組織培養法を利用した保存が可能な種類（きく、カーネーション、いちご等）について、器内保存を推進。 ・新規植物の種類別審査基準案の作成について、中期目標期間中60種類程度を作成。 ・国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い育成者権者等に提供。 ・水際対策を実施する税関とは23年度から連絡会議等の定期的な情報交換の場を設置。 ・地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスを実施。 ・試験研究機関の成果等を活用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大。 ・実用化レベルにあるDNA品種識別技術を積極的に導入し、 	<p>種苗管理センター第3期中期目標期間(平成23～26事業年度)事業報告書の別添の第2-1のとおり</p>	<p>評定 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培試験の実施点数は前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。26年度）の84% ・栽培試験対象植物について、26年度までに74種類を拡大。 ・栽培・特性調査マニュアルについて、26年度までに42種類を作成。 ・リファレンスコレクションについて、26年度までに1,319種類を拡大。 ・23年度から26年度にきくについて、培養条件、培地組成の検討を行い、器内保存から栽培試験までの試行を実施。 ・新規植物の種類別審査基準案について、26年度までに49種類を作成。 ・国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、各年度に受けた相談等を基に11項目のQ&Aを作成し、ホームページに掲載。また、依頼に基づく育成者権に関する講演を実施（26年度までに全国延べ46ヶ所、参加者数の合計は1,572名） ・種苗管理センター主催で年1回実施する打合せに税関等からも参加し、育成者権に関する情報提供等を実施。 ・地方農政局等の6次産業化担当窓口と各農場の品種保護Gメンが打合せを行うことで連携を強化。 ・DNA分析等による品種類似性試験の対象作物について、26年度までにひまわり、とうもろこし、カーネーションの3種類を拡大。 ・26年度までに、品種類似性試験を的確に実施するため、いちご、茶、日本なし及びひま 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化が図られている。また、育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた税関との連携、東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援等の取組が行われている。</p>	<p>評定</p>	

<p>(3)「東アジア植物品種保護フォーラム」の推進に向けた支援</p>	<p>(3)「東アジア植物品種保護フォーラム」の推進に向けた支援</p>	<p>登録品種等のDNA情報を蓄積しデータベース化。</p> <p>・東アジア植物品種保護フォーラム参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施。</p>		<p>わりの4種類について、新たに出願された登録品種等のDNA情報を調査し、計81品種のDNA品種識別情報をデータベースに追加。</p> <p>・東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づき、26年度までに高度な栽培試験研修及び審査基準作成会合等へ専門家として12名の栽培試験担当職員を派遣。また、短期専門研修及び必要研修等を実施し、研修員44名を受け入れ。</p> <p>・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。</p>		
--------------------------------------	--------------------------------------	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	種苗検査業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	種苗法第63条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
表示検査点数	15,000点 程度	15,821点 (22年度)	16,489 点	15,852 点	15,757 点	15,643 点			予算額（千円）	113,211	72,682	71,883	72,269	
集取点数	3,000点 程度	3,027点 (22年度)	3,121 点	3,020 点	3,043 点	3,058 点			決算額（千円）	67,205	91,471	157,080	57,296	
病害検査点数	30点程度増加	190点 (22年度)	194 点	195 点	196 点	196 点			経常費用（千円）	209,024	251,233	209,360	256,091	
カルタヘナ法に 基づく立入り、 質問、検査、取 去及びモニタリ ングの的確な実 施	とうもろこし 30点以上 えだまめ 10点以上	とうもろこし 36点 えだまめ 12点 (22年度)	36点 12点	36点 12点	36点 12点	36点 12点			経常利益（千円）	209,024	251,233	209,360	256,091	
50日以内に検 査結果報告を 行った件数の 全検査件数に 対する割合	—	99.6% (22年度)	100%	100%	100%	100%			行政サービス実施コスト (千円)	204,259	240,972	198,297	233,524	
種子伝染性 病害の検査 法の実用化	2種類	—	1種類	1種類	0種類	1種類			従事人員数	18	21	21.5	22.5	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<p>農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等</p> <p>(1) 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実</p> <p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施</p>	<p>農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等</p> <p>(1) 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実</p> <p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施</p>	<p><評価の視点> 種苗検査業務の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示検査（15,000点程度/年度）及び集取（3,000点程度/年度）を実施。 病害検査について、本所への検査の集約化により、実施点数を中期目標期間中に30点程度増加。 遺伝子組換え種子の混入のモニタリングを毎年度ともろこし30点以上、えだまめ10点以上実施 I S T A（国際種子検査協会）が行う熟練度テストに参画。 検査依頼のあった日から50日以内に検査結果を報告。 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処。 種子伝染性病害の検査要請に対応し、中期目標期間中に検査対象病害を2種類以上拡大。 I S T A等が開催する会議について、農林水産省からの職員を派遣の要請に基づき職員を派遣する等積極的に参画。 	<p>種苗管理センター第3期中期目標期間（平成23～26事業年度）事業報告書の別添の第2-2のとおり。</p>	<p>評定 B</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定種苗の表示検査15,000点程度/年度、集取3,000点程度/年度は26年度まで各年度とも達成。 病害検査について、26年度までは年度計画に従い190点以上実施し、5点程度の増加。 遺伝子組換え種子の混入のモニタリングは、各年度ともろこし36点、えだまめ12点を実施。 I S T Aの発芽等の熟練度テストに各年度とも参画。 依頼検査について、検査依頼のあった日から全て50日以内に検査結果を報告。 依頼検査に対する顧客満足度調査を毎年実施。クレームに該当する回答はなかったが、発生時に適切に対応するよう、品質保証マニュアルを改定。 種子伝染性病害の検査要請に対応し、中期目標期間中に検査対象病害は既に26年度までに3種類拡大し、さらに病害の検査対象作物も拡大。 農林水産省からの要請に基づき、I S T Aの総会に日本代表として職員を派遣するとともに、同理事会に職員を理事として出席させ、I S T Aの運営に参画。また、I S H Iの会議に職員を出席させ、世界における病害検査についての情報を収集。 27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実が図られている。また、国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査が実施されている。 依頼検査については、指標を達成しており、I S T Aの熟練度テストや顧客満足度調査の結果を業務に反映、種子伝染性病害の検査対象は意欲的に拡大されている。 国際協力については、年度計画を達成するとともに、職員がI S T Aの理事を担っており、積極的な国際貢献が行われている。 	<p>評定</p>	<p>期間実績評価</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	種苗生産業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人種苗管理センター法 第十条三
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
春植用ばれいしょ原種の生産計画達成率	100.0%	110.6% (22年度)	103.7%	107.4%	103.4%	98.1%			予算額（千円）	56,506	55,717	55,105	55,400
秋植用ばれいしょ原種の生産計画達成率	100.0%	81.7% (22年度)	103.3%	101.5%	109.5%	148.7%			決算額（千円）	251,063	271,603	241,044	251,778
春植用さとうきび原種の生産計画達成率	100.0%	98.1% (22年度)	98.1%	54.0%	115.7%	86.6%			経常費用（千円）	1,090,213	1,223,594	998,219	1,059,263
夏植用さとうきび原種の生産計画達成率	100.0%	100.4% (22年度)	79.9%	57.5%	108.3%	71.2%			経常利益（千円）	1,090,213	1,223,594	998,219	1,059,263
ばれいしょ原種の配布申請時から配布開始までの期間	1.5月以内	秋植用 1.7月 (22年度)	1.3月	1.3月	0.3月	0.5月			行政サービス実施コスト (千円)	938,196	1,072,710	794,527	857,183
		春植用 1.7月 (22年度)	0.6月	0.3月	0.3月	0.7月							
さとうきび原種の配布申請時から配布開始までの期間	2.0月以内	夏植用 1.4月 (22年度)	1.4月	1.0月	0.3月	0.3月			従事人員数	113.5	113.5	109	109
		春植用 1.2月 (22年度)	1.4月	1.0月	0.2月	0.5月							
ばれいしょ原種の収穫直前の検定における病害罹病率	0.1%未満	秋植用 0.00% (22年度)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%							
		春植用 0.00% (22年度)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%						
さとうきび原種の収穫直前の	0.1%未満	夏植用 0.04% (22年度)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%							

検定における病害罹病率		春植用 0.01% (22 年度)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%										
ばれいしょ原原種の萌芽率	90.0%以上	秋植用 94.6% (22 年度)	98.4%	99.1%	94.8%	99.8%										
		春植用 98.6% (22 年度)	98.3%	98.7%	99.4%	98.9%										
さとうきび原原種の萌芽率	90.0%以上	夏植用 89.0% (22 年度)	98.2%	98.1%	97.0%	93.9%										
		春植用 97.3% (22 年度)	98.3%	98.3%	96.1%	92.3%										
ばれいしょ原原種配布先アンケート結果顧客満足度	5 段階評価の 4.0 以上	春植用 4.1 (22 年度)	4.0	3.9	3.8	3.8										
		秋植用 2.9 (22 年度)	4.3	4.2	4.0	4.3										
さとうきび原原種配布先アンケート結果での顧客満足度	5 段階評価の 4.0 以上	春植用 4.4 (22 年度)	4.1	4.0	4.3	4.5										
		夏植用 3.7 (22 年度)	3.9	3.7	4.4	4.3										
そばの予備貯蔵量	15 トン	30 トン (22 年度)	16 トン	16 トン	15 トン	23 トン										

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 需要に即した原原種の安定供給	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 需要に即した原原種の安定供給	<p><評価の視点> 種苗生産業務の質を向上させること。</p> <p>・ 道県の需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を毎年度作成し、需要に応じた供給を実施。</p>	種苗管理センター第3期中期目標期間(平成23~26事業年度)事業報告書の別添の第2-3のとおり。	<p>評定 B</p> <p>・ ばれいしょ原原種(春植用、秋植用)については、道県の需要量を把握し、その需要量に見合った生産計画を作成し、需要量に即した供給量をほぼ確保。</p> <p>・ さとうきび原原種(春植用、夏植用)については、県の需要量を把握し、その需要量に見合った生産計画を作成し、需要量に即した供給量をほぼ確保したものの、23年度、24年度の沖縄農場及び26年度の鹿児島農場において、大型の台風が複数回、接近・通過したことにより、断根、折損、側枝の伸長、メイチュウ類等の被害を受けたことで、大幅な減収となり、生産計画数量を確保できなかった。なお、これら台風被害に対しては、いずれも速やかに原原種のきび起こし等による生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等を講じたところである。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・ 需要に即した原原種の安定供給のための取組が行われている。気象災害による減収も生産回復対策や生育期間の延長による収量確保策を講じた。また、顧客満足度調査が継続して行われ、業務に反映され改善に努められている。</p> <p><その他事項> (有識者の意見) ・ ばれいしょウイルス病に関しては、配布先の原種ほにおける抜き取りが1%以上となったロットが一部にあります。原原種生産が日本のばれいしょ生産を支える基本中の基本ですから、センターの原原種生産体制等に問題がないように十分な人員体制及び予算確保を図っていただきたい。</p>	評定		評定	

<p>(2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産</p>	<p>(2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫直前の検定における病害罹病率をばれいしょ、さとうきびともに 0.1%未満。 ・配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率 90%以上及びさとうきび発芽率 80%以上。 ・配布申請時から配布開始までの期間を、ばれいしょ 1.5 か月及びさとうきび 2 か月以内。 ・原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を毎年実施し、アンケート結果で顧客満足度 5 段階評価の 4.0 以上 <p>・輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵（予備貯蔵量 15 トン/年度）を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょ原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、各年度とも全ての農場、品種で 0.1%未満。 ・ばれいしょ原原種の萌芽率は各年度とも 90%以上、さとうきび発芽率は 80%以上。 ・申請期限から配布開始までの期間は、各年度ともばれいしょが 1.5 か月以内、さとうきびが 2.0 か月以内。 ・ばれいしょ原原種のアンケート結果の顧客満足度は 24 年から 26 年春植用を除き、23 年春植用及び秋植用においては 4.0 以上。なお、春植用について評価が低かった理由は、貯蔵中の萎びや腐敗、配布した原原種の一部に小粒塊茎、傷、打撲等の規格外品の混入及び植付け後の不萌芽が発生したためであり、各農場において改善計画を作成し、指摘事項の改善に取り組んでいるところ。 なお、26 年度は原原種ほに黒あし病が発生・検出されたことから、速やかに本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げるとともに、採種団体や試験研究機関等の関係者による「ばれいしょの黒あし病に関する検討会」を発足し、発生の経緯や要因の究明、対応策を検討するとともに、再発防止対策として、今後の対応方針を作成し、感染経路の解明についての調査研究を実施。 ・さとうきび原原種のアンケート結果の顧客満足度は 23 年及び 24 年夏植用を除き全て 4.0 以上。なお、23 年及び 24 年夏植用について評価が低かった理由は、沖縄農場における二度の台風直撃の影響により芽の伸長による荷痛みや不発芽を招き、一部に品質不良の原原種があったため。 ・災害時の代作用種子として輪作ほ場を活用してそばを生産し、毎年度 15 トン以上の予備貯蔵を実施。 ・27 年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 					
---------------------------	---------------------------	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調査研究業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人種苗管理センター法 第十条四
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
DNA品種識別マニュアル作成及び妥当性確認	6種類程度	－	0種類	0種類	1種類	2種類				予算額（千円）	45,831	45,191	44,694	44,933
										決算額（千円）	22,963	22,894	18,744	17,642
										経常費用（千円）	76,928	72,118	50,125	54,951
										経常利益（千円）	76,959	72,128	50,125	54,951
										行政サービス実施コスト（千円）	76,959	72,116	50,125	54,951
										従事人員数	7	6	5	5

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		（見込評価）		（期間実績評価）
業務に係る技術に関する調査及び研究 （1）「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発	業務に係る技術に関する調査及び研究 （1）「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発	<評価の視点> 調査研究業務の質を向上させること。 ・DNA分析による品種類似性試験のため、技術開発を行うとともに、実用化段階にあるDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内での妥当性確認を実施 ・農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化を行い、マニュアル化。	種苗管理センター第3期中期目標期間（平成23～26事業年度）事業報告書の別添の第2-4のとおり	評定 B ・26年度までに、DNA分析による品種類似性試験の対象植物の拡大のための情報収集と課題の整理を行い、対象とする6種類の植物を選定。 ・26年度までに、ひまわり、とうもろこし及びカーネーションについて、DNA品種識別技術		評定 B <評定に至った理由> 総ての項目において評価指標を満たしており、特に以下は良く達成された。 ・DNA品種識別についてはマニュアル化に加えて品種類似性試験の対象に加えられた。 ・種子伝染性病害の検査手法実用化については、3病害程度の計画に対し7病害を検査対象に追加した。 27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。	評定 	

<p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立</p> <p>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</p> <p>(4) 調査研究能力の向上</p>	<p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立</p> <p>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</p> <p>(4) 調査研究能力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エンドモザイク病等の重要な種子伝染性病害（3病害程度）について、簡易かつ信頼性の高い検査法を実用化。 ・ばれいしょのミニチューバー及びさとうきびの側枝苗の生産効率を高めるための技術を開発。 ・ジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統の系統判別、ジャガイモやせいも病等の検定手法を実用化するとともに、輪腐病のPCR検定技術を確立。 ・調査研究実施者による検討会、先進的な技術の導入に係る専門技術研修等を実施することにより、調査研究実施者の調査研究能力を向上。 	<p>の妥当性を確認し、DNA分析による品種類似性試験の対象に追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶加工品（製茶）について、茶の品種識別マニュアルにより実証試験を実施し、DNA分析による品種類似性試験の対象に追加。 ・エンドモザイク病の種子検査法を実用化（依頼検査項目に追加） ・ウリ科果実汚斑細菌病（BFB）について、スイカ、メロン、キュウリ、カボチャ、ユウガオ及びニガウリの種子検査法を実用化（依頼検査項目に追加） ・ばれいしょのミニチューバーについて、養液栽培による増殖率の比較、パーミキュライト培地厚の低減による増殖率向上等の実証、器内培養苗の効率的培養に関する調査を実施。 ・さとうきび側枝苗については、増殖率の向上等に関する調査を実施。 ・ジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統、北米型、普通系統の3系統の識別技術を実用化。ジャガイモやせいも病に係るばれいしょ塊茎の検定マニュアルを作成、検定手法を実用化するとともに、輪腐病については、ばれいしょの罹病塊茎の作出に成功。 ・毎年度、ばれいしょ関係の調査研究実施者による成果発表・検討会を北海道中央農場で開催するとともに、25年度からは本所実施課題についても本所で発表会を開催したほか、調査研究課題に関連する学会、研究会、シンポジウム、研修会等に参加。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 		
---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	種苗に係る情報の提供等		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人種苗管理センター法 第十条五
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
アグリビジネス 創出フェアにお ける来場者数	－	－ （参加実績なし）	206人	496人	542人	605人				予算額（千円）				
要請に基づく職 員の海外派遣実 績	－	2人	7人	5人	9人	8人				決算額（千円）				
要請に基づく海 外研修員の受入 実績	－	56人	35人	89人	49人	21人				経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										行政サービス実施コスト （千円）				
										従事人員数				

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			（見込評価）		（期間実績評価）
種苗に係る情報 の収集、整理及び 提供並びに技術指 導 （1）栽培試験に 係る情報の収集及 び整理を行い、品 種登録出願者への 情報提供の充実を	種苗に係る情報 の収集、整理及び 提供並びに技術指 導 （1）栽培試験に 係る情報の収集及 び整理を行い、品 種登録出願者への 情報提供の充実を	＜評価の視点＞ 種苗に係る情報提供の質を 向上させること。	種苗管理センター第 3期中期目標期間 （平成23～26事業年 度）事業報告書の別 添の第2-5のとお	評定 B ・種苗管理センターのホームページにおいて、栽 培試験業務の概要及び主要な植物の特性調査の ための栽培方法、植物別の担当農場を示すと ともに、栽培試験における種苗の送付形態等の情 報について、26年度までに新たに44種類の情報			評定	B	評定
							＜評定に至った理由＞ 種苗に関する総合的な知見を活かして、講演 や研修、技術指導等、広く情報提供が行われてお り、総ての項目において評価指標を達成してい る。		

<p>図る。</p> <p>(2) 農山漁村の6次産業化を推進する観点から、センターが保有するリファレンスコレクション等について、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 種苗業者に対し、技術講習会の開催等により、技術指導を行う。</p> <p>(4) ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供を行う。</p> <p>(5) 調査研究成果について、専門誌、ホームページ等での情報提供を行う。</p> <p>(6) 外国からの専門家派遣要請に基づき、職員を当該国へ派遣し、技術指導を行う。また、海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p>	<p>図る。</p> <p>(2) 農山漁村の6次産業化を推進する観点から、センターが保有するリファレンスコレクション等について、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 種苗業者に対し、技術講習会の開催等により、技術指導を行う。</p> <p>(4) ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供を行う。</p> <p>(5) 調査研究成果について、専門誌、ホームページ等での情報提供を行う。</p> <p>(6) 外国からの専門家派遣要請に基づき、職員を当該国へ派遣し、技術指導を行う。また、海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p>		<p>り。</p>	<p>を追加。また、農林水産省品種登録ホームページとのリンクにより、種類別審査基準等の情報を提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が主催したアグリビジネス創出フェアにおいて、6次産業化を支援するため、品種保護活用相談窓口を会場に設置し、種苗管理センターが生産配布しているばれいしょ原原種の全ての品種を展示するとともに、新品種の6次産業化への活用事例の紹介やリファレンスコレクション等に関する情報を来場者に提供。 ・種苗業者に対しホームページ等を使用し、指定種苗の表示検査及び集取種子の検査結果概要や依頼検査に関する情報を提供。また、種苗業者からの要望に応じ、技術講習会を開催。 ・種苗管理センターのホームページに新品種紹介パンフレット、ばれいしょ品種の形態及びウイルスの病徴等を引き続き掲載し、必要に応じ内容を更新。また、各地で病害検定技術等について指導を行うとともに、「ばれいしょ原原種及び原種生産に係る北海道連絡会」を開催し、栽培管理、検定技術等に関する意見交換を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・さとうきびについては、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを春植用の出荷に合わせて配付。 ・センターが行った調査研究成果を学会等で発表するとともに学会誌等に掲載したほか、ホームページに重点調査研究課題の成果の概要を掲載。 ・JICAからの要請に基づき、各プロジェクトの専門家及び調査団員として延べ12名の職員を派遣。また、台湾種苗改良繁殖場及び台湾農業試験場等からの要請に基づき、現地での会合における講演、植物品種保護や種苗検査業務に関する意見交換等に延べ15名派遣。 ・JICAからの要請に基づき、国別研修や集団研修を実施し、26年度までに延べ104名の研修員を受け入れ。また、来日する視察団や調査団等の要請に基づき、26年度までに視察等に91名を受け入れた。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 		
--	--	--	-----------	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-6	遺伝資源業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人種苗管理センター法 第十条3
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
栄養体保存点数	—	11,144 点	11,301 点	11,138 点	11,185 点	11,235 点			予算額（千円）	0	0	0	0
種子再増殖点数	—	901 点	816 点	636 点	633 点	744 点			決算額（千円）	9,107	9,562	7,653	9,253
特性調査点数	—	21,754 点	20,054 点	14,355 点	10,652 点	11,916 点			経常費用（千円）	262,273	237,456	257,200	239,062
小麦播性点数	—	3,000 点	3,000 点	3,000 点	3,000 点	3,000 点			経常利益（千円）	262,273	237,456	257,200	239,062
									行政サービス実施コスト （千円）	219,053	198,098	218,091	198,609
									従事人員数	23	23	23	24

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖 （1）ジーンバンク事業の的確な実施	農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖 （1）ジーンバンク事業の的確な実施	＜評価の視点＞ 遺伝資源業務の質を向上させること。 ・独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等を実施	種苗管理センター第3期中期目標期間（平成23～26事業年度）事業報告書の別添の第2-6のとおり。	評定 B ・農業生物資源ジーンバンク事業計画に基づき、植物遺伝資源の栄養体36種629点の受入れを行い、植物遺伝資源の保存11,235点、種子再増殖2,829点、特性調査56,977点、種子の発芽率調査18,987点、小麦・大麦播性調査12,000点を実施。また、植物遺伝資源を52件222点配布。	評定	B	＜評定に至った理由＞ ・栄養体植物遺伝資源の保存等を担当するサブバンクとして、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等が実施されている。 ・センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員が派遣されている。
					評定		

<p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組</p>	<p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術研修等の実施、センターバンク等の専門家からの意見の聴取及び栽培・特性調査マニュアルの作成により、遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力を向上 ・独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしよについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施 ・名古屋議定書の円滑な推進に向け、センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法についてその活用を図ることとし、農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源専門技術研修及び同担当者会議を開催し、業務の点検評価を実施するとともに、品質マニュアルに基づく手順書に沿った保存増殖業務の進行管理や現存確認などの各作業進捗状況を確認。また、9種類の栽培・特性調査マニュアルを作成。 ・海外から導入するばれいしよのウイルス病等の無毒化事業については、委託なし。 ・農林水産省からの要請に基づき、23年度にカナダ、24年度にインドで開催された名古屋議定書政府間委員会に職員を派遣。また、25年度に農林水産省からの事業を受託した公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会から、「平成25年度海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業に係る遺伝資源特性調査」を受託し、エリンギウム（本所）、かぼちゃ（西日本）及びにがうり（沖縄）の遺伝資源について特性調査を実施。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 		
------------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	経費（業務経費及び一般管理費）節減		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一括調達の実績	－	5件 32,406千円	6件 30,891千円	3件 21,952千円	4件 15,670千円	6件 38,725千円		
機器等のレンタル実績	－	26件 3,985千円	18件 2,806千円	14件 2,907千円	18件 2,451千円	15件 2,756千円		

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標 等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る	経費（業務費及び一般管理費）節減に係る取組 第3-1 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 (略)	－	種苗管理センター第3期中期目標期間（平成23～26事業年度）事業報告書の別添の第3-1のとおり。	評定 B ・支出の節減に当たり、27年度においても引き続き次の事項に積極的な取組を図ることとしたところである。 ・契約について、競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所で対応可能な契約は、全て本所で実施することにより効率化を図る。また、前年度に引き続き農業資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめ、計画的な契約を行う。 ・水道光熱費及び通信運搬費について、継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供を行い、節減意識を高め効率化を図るとともに、宿泊パックの原則利用による出張旅費の節減に努める。 ・中期計画期間中の26年度までの施設整備費補助金による工事11件及び運営費交付金で施工した工事6件について、全て工事契約を自主施工としたところであり、27年度の工事においても引き続き工事契約を自主施行とする。 ・各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより有効利用を図った。	評定	B	<評定に至った理由> 競争入札の推進、資材の取りまとめ契約、施設整備の自主施行、遊休機械の有効利用など節減に係る取組が継続的に行われており、運営費交付金は効率的に使われている。	評定	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	法人運営における資金の配分状況		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標 等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。	経費（業務費及び一般管理費）節減に係る取組 第3-2 法人運営における資金の配分状況 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 (略)	－	種苗管理センター第3期中期目標期間(平成23～26事業年度)事業報告書の別添の第3-2のとおり。	<p>評価 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の配分については、合理性、効率性の観点から予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、実行予算の計画を作成してきたところである。 また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査し配分を行った。 ・27年度においても上記と同様の取り扱いにより予算配分を行うこととしている。 	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 予算配分の考え方を作成し、業務量とその実施状況を勘案して予算実行計画が作成されている。また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、センター予算全体を調整したうえで配分する方式により、選択と集中が可能となっている。</p>	<p>評価</p>	<p>評価</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	短期借入金の借入に至った理由等		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
-	短期借入金の限度額 4億円 (想定される理由) 運営費交付金の受け入れの遅延又は自己都合退職等による退職手当の不足。	-	-	評価 - ・中期計画期間中に短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。	評価	-	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	不要財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
—	ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。	—	種苗管理センター第3期中期目標期間（平成23から26事業年度）の各事業報告書の別添の第5のとおり。	<p>・ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、現状回復（更地）することとなっている。</p> <p>しかしながら、原状回復（更地）するには相当の費用が必要なため、不要資産となる建物等を解体撤去することなく借地保有者に売却することも考慮に入れた段階的な借地等返還計画を借地保有者に提案し、協議を進めてきたところである。</p> <p>協議の結果、借地保有者からの購入希望がないという意向が示されたことから、不要施設の解体予算を確保し借地を更地にし段階的に返還することとした。27年度も引き続き協議を行うこととしている。</p>	<p>＜評価に至った理由＞ 対応方針に基づいて検討が進められている。</p>	<p>評価 B</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6	重要な財産の譲渡等の計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標 等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
－	金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65㎡）を売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入により業務に必要な施設、機械等を整備する。	－	<p>種苗管理センター第3期中期目標期間（平成23から26事業年度）の各事業報告書の別添の第6のとおり。</p> <p>金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65㎡）を売却した。売却額は52百万であった。</p>	<p>評定 B</p> <p>・金谷農場牧之原分室敷地の売却については、26年11月に売却手続きが全て完了したところである。なお、金谷農場牧之原分室の売却収入等による栽培試験業務に必要な施設、機械等の整備計画については、27年度中に整備を完了する予定であることから、中期計画は達成が見込まれる。</p> <p>また、北海道中央農場敷地を横断している市道の改築計画により敷地の一部（995.11㎡）の北広島市からの取得要望については、27年度中に売却する見込みである。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 計画どおりに施設・機械等の整備が進められている。また、中に要望が発生した案件にも適正に取り組まれている。</p>	評定		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7	余剰金の使途		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標 等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
－	業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。	－	－	評定 ー ・中期計画期間中の目的積立金の該当なし	評定	－	評定	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第8-1	施設及び整備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
－	施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。(表略)	－	種苗管理センター第3期中期目標期間(平成23から26事業年度)の各事業報告書の別添の第8-1のとおり。	評定 B ・業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行ってきたところである。 ・27年度は施設整備費補助金による後志・嬭恋農場の受変電設備更新工事、中央農場のばれいしよ貯蔵庫新築工事を年度内に完成させることとしていることから、中期計画は達成が見込まれる。	評定 B <評定に至った理由> 施設・機械・器具の整備については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、必要度に応じセンター全体を調整した上で行われている。	評定	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第8-2	職員の人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：0125

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
各期末の常勤職員数	—	302人 (期初)	298人	294人	294人	294人		
職員の採用推移数	—	Ⅱ種農学8名	Ⅱ種農学1名	Ⅱ種農学6名	Ⅱ種農学5名 Ⅲ種行政2名	Ⅱ種農学4名		
他機関との人事交流の推移数	—	転入18名 転出20名	転入17名 転出22名	転入22名 転出21名	転入19名 転出18名	転入15名 転出11名		

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
—	1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。	種苗管理センター第3期中期目標期間(平成23から26事業年度)の各事業報告書の別添の第8-2のとおり。	<p>・管理部門は、本所と農場の事務分担の見直しを含め効率化を一層の推進を目的として、23年度は北海道中央農場管理課及び鹿児島農場会計係を廃止し、契約・資産業務についての専門事項に対応するため管理部会計課に経理専門役の新設と、労務管理及び人事管理事務の強化のため同部総務課の労務専門役の課長補佐に振り替えを実施した。</p> <p>24年度は西日本農場の管理課長、北海道中央農場の総務係主任、胆振農場の会計係長及び上北農場の会計係長を廃止し、新たな人事評価制度及び諸手当認定事務の本所一元化に対応するため、本所の総務課に人事専門役を新設した。</p> <p>25年度は沖縄農場の会計係長を廃止し、施設整備事務等の実施体制を強化するため、本所の会計課に管轄係長を新設。26年度まで国の出先機関及び他の独法との事務職員の人事交流を実施し、適正な人員配置を行い、23年度から26年度までの4か年で管理部門では4名を削減した。</p> <p>・27年度計画においても、既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置と新たな課題への対応に必要な人員を確保することとしていることから、中期計画は達成が見込まれる。</p>	<p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の変化に伴った人事配置が行われている。 ・平成28年度4月の4独法統合に向けて準備が進められている。 ・人事院勧告等に基づいた給与体系の維持に努められている。 ・業務の継続性を勘案した研修の実施や新規職員採用が行われている。 <p>＜その他事項＞ (有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターでは人員削減の影響を受けて、ばれいしウイルス病を肉眼判別できるような熟練スタッフの育成が滞っていると考えますので、人材の確保及び養成について早急にご検討ください。 	<p>評定 B</p>	S	

	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。</p> <p>(3) 人材の確保・養成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・業務部門の要員の合理化に努める一方、23年度は病害検査の実施体制を強化するため病害検査室を新設した。 ・24年度は本所の種苗検査課において輸出種子等の放射能濃度の測定業務の人員を確保するとともに、ばれいしょ原原種生産について十勝農場におけるミニチューバー生産を北海道中央農場に集約化するため北海道中央農場の人員を強化し、これに伴い十勝農場の生産指導監を廃止し、調査役を新設した。また、種苗管理センターが有する遺伝資源植物の利用により生じる利益の公正かつ公平な配分や持続可能な利用を促進するため、兼務として本所の種苗生産課に遺伝資源アクセスチームを新たに編成した。 ・25年度は、①栽培試験に係る植物体の病害検査を原則として本所に集約することに伴い当該業務を担当する本所病害検査室の業務が増大することから病害検査室を病害検査課とした。②本所における種苗検査業務の品質管理強化等を図るため、種苗検査課に上席種苗検査役を新設した。③種苗生産業務におけるばれいしょ原原種生産について十勝農場のミニチューバー生産を北海道中央農場へ集約したことに加え、マイクロチューバー生産技術についても民間企業から北海道中央農場へ技術移転が行われること等から、業務を効率的に実施するため同農場の業務部門を2部体制とし、生産指導監を兼務ポストとした。④また、さとうきび原原種生産においては、沖縄農場における台風による2年連続した大幅減産を踏まえ、沖縄農場における春植え原原種の安全率を引き上げるとともに、鹿児島農場において危険分散分を生産するため1名増員した。 ・26年度は、総合種苗検査保管・検査棟の完成に伴い、発芽検査等を本所に集約し、種苗検査業務の効率化を図るため、北海道中央農場及び西日本農場から本所へ2名の人員の振替を行った。23年度から26年度までの4か年で業務部門では6名を削減した。 ・27年度計画においても、新たな課題への対応に必要な人員を確保することとしており、中期計画は達成が見込まれる。 <p>・人員については、期末の常勤職員数は基準年度期初の302人に対して26年度期末は294人(2.6%減)となっている。</p> <p>・27年度計画においても、中期目標期間の期初職員相当数を上回らないものとしており、中期計画は達成が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用については、23年度から26年度において、種苗管理センターの業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者から18名を採用した。 ・27年度計画においても、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心に採用することとしていることから、中期計画は達成が見込まれる。 ・人事交流については、23年度から26年度において、種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、農林水産省及びその出先機関、試験研究機関等他の独立行政法人との間で転入73名、転出72名の積極的な人事交流を行った。 ・27年度計画においても、種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施することとしている 		
--	--	--	---	--	--

				<p>ことから、中期計画は達成が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成については、「種苗管理センター職員研修規程」に基づき 23 から 26 年度の各年度において、研修計画を作成し、センター内部の研修のほか、人事院地方事務局等の外部機関の研修を活用し計画的に研修を実施した。 ・27 年度においても、職員の技術水準及び事務処理能力の向上を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図ることとしていることから、中期計画は達成が見込まれる。 ・功績表彰については、23 から 26 年度において、「業務改善努力に対する賞状の授与の実施について」に基づき、社会的評価を高めた事例及び業務の推進に有益な考案を行った事例について、農場からの提出案件について検討を行ったが表彰までには至らなかった。 ・27 年度計画においても、センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰することとしていることから、中期計画は達成が見込まれる。p 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報